

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

最近の年金関連トピックス (DB年金、公的年金等)

平成24年4月



三菱UFJ信託銀行

目次

1. 財政運営基準等の見直し	
1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項	・・・P3
1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項	・・・P6
2. 平成24年度の予定利率	・・・P9
3. DB年金の決算積立状況等(平成23年7月～12月決算先)	
3-1. 継続基準	・・・P11
3-2. 非継続基準	・・・P13
3-3. 継続基準の予定利率	・・・P14
3-4. 運用実績(時価ベース利回り)	・・・P15
3-5. 特別掛金の残余償却期間	・・・P16
3-6. 成熟度に関する指標	・・・P17
4. 退職給付会計基準見直しの動向	・・・P20
5. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け	・・・P23
6. 社会保障・税一体改革における年金改革案	
6-1. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	・・・P26
6-2. 低所得者等への加算、高所得者の年金給付の見直し等	・・・P27
7. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース	・・・P29
8. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金メールマガジン一覧	・・・P31

平成23年12月(20日)～平成24年3月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。【補足】にて、平成24年3月31日までの状況をまとめております。

1. 財政運営基準等の見直し



1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

- 掛金引上げ猶予が1年間延長された（最大1年間、最小1ヶ月間）。
- 下方回廊方式は期限（平成24年3月末の計算基準日まで）で廃止となった。

1. 弾力化措置

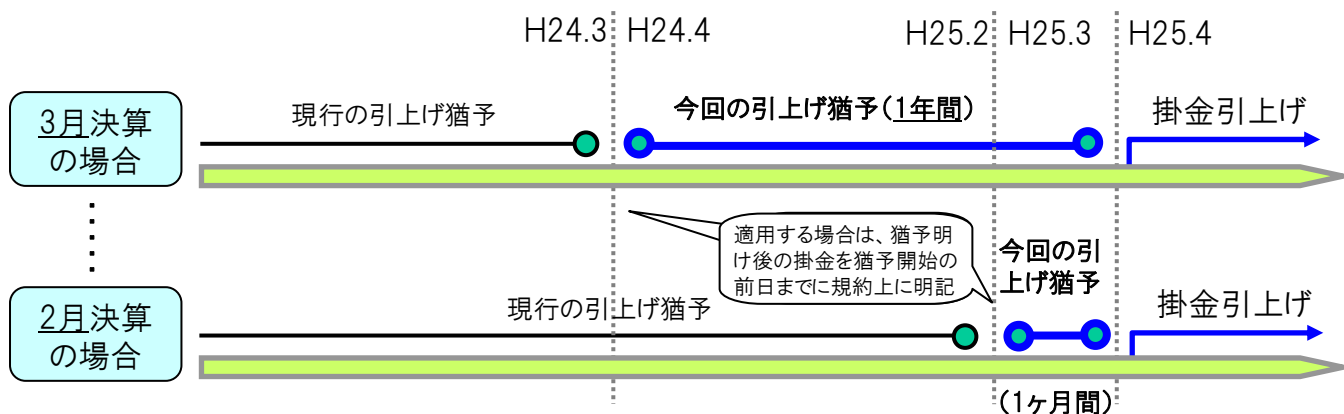
<弾力化措置>

<適用後の掛金引上げ>

<概要>

- | | | |
|---------------------|-------------------|--|
| ① 掛金引上げ猶予
(1年延長) | H25.4.1から | 従前の掛金引上げ猶予措置は平成24年3月31日までとされていたが、平成25年3月31日まで1年間延長された(最大1年間、最小1ヶ月間)。 |
| ② 下方回廊方式は
廃止される | 早ければ
H26.4.1から | 下方回廊方式は平成24年3月31日基準までで廃止される(平成25年3月31日基準で継続基準に抵触しても、許容繰越不足金相当の不足金解消は留保できなくなる)。 |

<決算月の違いによる取り扱いの違い>



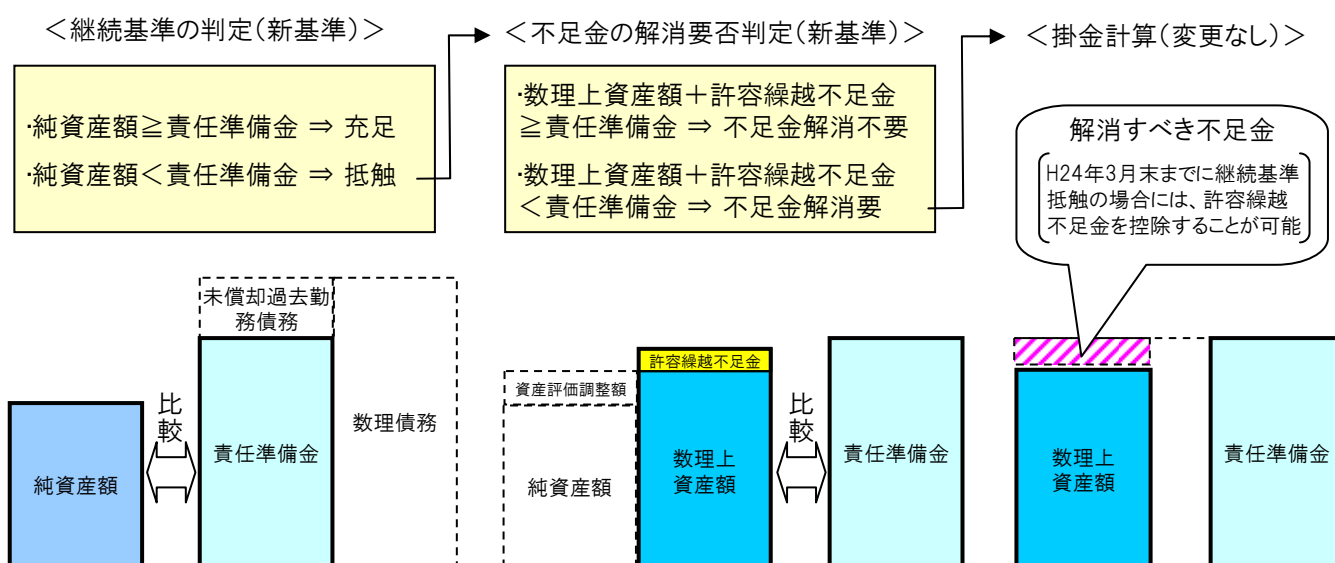
1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

▶ 貸借対照表上の債務の計上方法が変更されるが、掛金水準へ影響を与える変更はなかった。

2. 継続基準

～平成25年3月期の決算・財政検証から～

- ① 貸借対照表に計上する債務は責任準備金へ変更される。
- ② 貸借対照表や継続基準の判定において、資産は全て時価評価とされ、資産評価調整額は無いものとして扱われる。但し、不足金の解消要否判定や掛金計算においては従来通り数理的評価を使用できる。



1-1. 財政の健全化の観点から改正する事項

➤ 積立要件の段階的引上げや回復計画の廃止など、掛金水準へ大きな影響を与える変更が行われた。

3. 非継続基準 ～平成25年3月期の財政検証から～

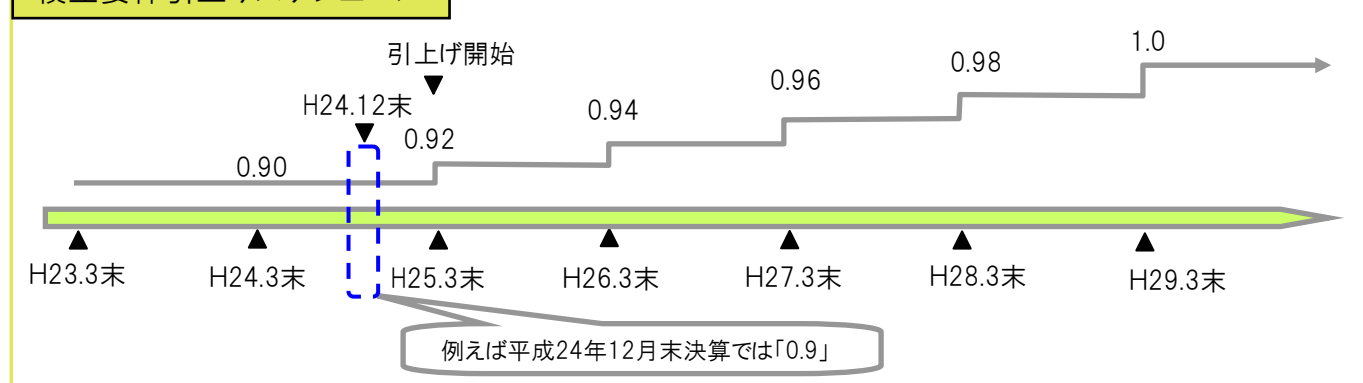
- ① 最低積立基準額に対する積立要件が段階的に90%から100%に引上がる。
- ② 回復計画は平成30年3月30日までの財政検証では使用可能(積立比率に応じた方法に原則一本化)だが、前提が厳格化される。
- ③ また年金資産の評価方法は時価に統一される。

<非継続基準の改定項目と影響>

※H23年4月末～H24年3月末決算の場合

改定項目	概要	影響
積立要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低積立基準額の100% (現行の90%から2%ずつ引上げ、平成29年3月31日に100%となる) ・ 但し積立水準の引上げスケジュールは今後の経済情勢や環境等を踏まえ、必要なら所要の検討を加え必要な措置を講ずる。 	積立要件の引上げにより特別・特例掛金が上昇する可能性がある
回復計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「回復計画を作成する方法」は廃止(「積立比率に応じた方法」に原則一本化) ・ 但し平成30年3月30日までの財政検証では使用可能 	それぞれの方法について掛金水準や対応方法について検討する必要がある
計画期間	7年(現行の10年から短縮)	計画期間の短縮により掛金引上げ要因となる可能性がある
年金資産利回り	<ul style="list-style-type: none"> 各年度において以下のいずれか大きい率を上回らないこと(現行の予定利率から以下へ変更) ・ 運用実績の過去5年平均 ・ 当該事業年度末日の最低積立基準額の算定利率(2.32%～2.784%※) ・ 翌事業年度末日の最低積立基準額の算定利率 	現行基準のように債務と資産の利差益を計画上見込むことが困難となるため、掛金が大幅に引上がる可能性がある
年金資産の評価方法	時価のみ使用可能(現行は数理的評価も使用可能)	数理上資産>時価の場合には掛金引上げ要因となる

積立要件引上げスケジュール



1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

▶ 制度運営の効率化の観点から特別掛金率の計算方法の見直しや確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和等が行われた。

改定内容	概要	適用時期
特別掛金率の計算方法の見直し	特別掛金の計算に加入者数の動向や将来の給与水準の変化を織り込むこととなった	公布日から
過去勤務債務の償却方法の見直し	特別掛金の段階引上げが可能となった	
確定拠出年金へ一部移行に伴う一括拠出の緩和	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を、移換者の移行部分に限定された(⇒詳細は次頁ご参照)	
(2号)脱退一時金換算率の要件緩和	(2号)脱退一時金の上限額計算時の割引率として、給付額の計算に用いる据置利率(ゼロ以上)を使用することが可能となった	
選択一時金換算率の要件緩和	選択一時金の上限を計算する際に支給要件を満たしたときの下限予定利率を使用することが可能となった(選択一時金は、下限予定利率による保証期間分の現価を上限とするため、一時金を満額支給するためには給付利率を下限予定利率以上とする必要があったが、この要件が見直された)	
キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	再評価の指標として、一定の上下限(ゼロ以上)を付した市場インデックスが使用できるようになった(市場インデックスは単年度でゼロ以上である必要がある) ＜市場インデックスはNOMURA-BPI、TOPIX、シティグループ世界国債インデックス、MSCI-KOKUSAI等やその組み合わせも使用可能＞	
制度終了時における残余財産の優先分配の追加	掛金を負担した加入者に優先分配が可能となった	
申請書類の簡素化	「加入者数を示した書類(規約型DB)」、「業務委託に関する書類」が廃止された	平成25年3月31日の決算から
業務報告の簡素化	事業報告様式から被用者年金被保険者数、業種、業務委託状況等が除外される	
代表事業主による申請手続	複数の事業主が共同で実施する規約型DBにおいて、代表事業主を設け新規規約や規約変更の承認申請を行うものとなった	公布日から
届出事項の拡大等	これまで規約の承認(又は認可)の対象とされていた事項が届出事項となった また、事業主の住所変更が市町村合併に基づく場合や法律改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項を変更する場合については届出不要(労働組合等の同意が不要)となった	
支払終了制度の終了時の残余財産の分配	支払終了制度の終了時の残余財産の分配方法について規約記載事項とされた(規約に記載すれば事業主への返還が可能)	

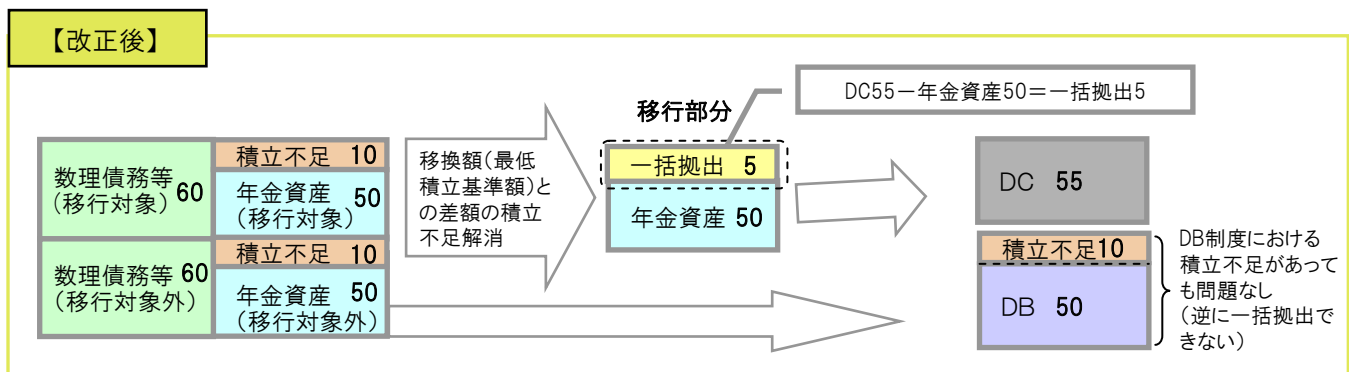
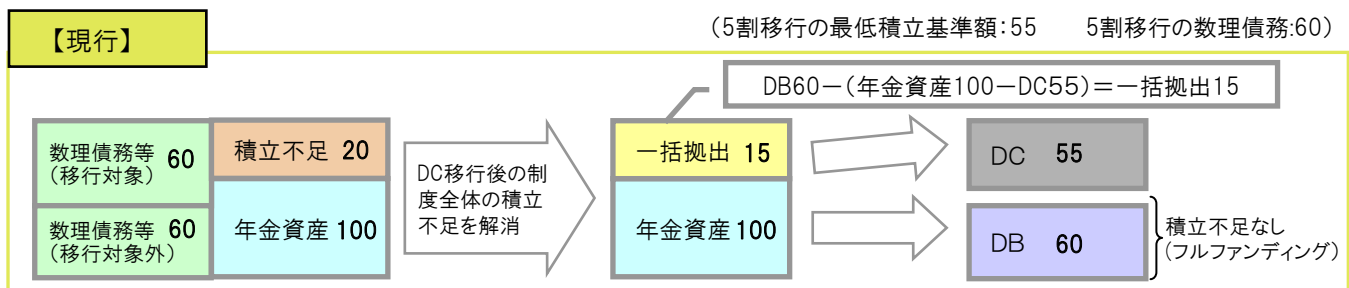
1-2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

< 確定拠出年金への一部移行に伴う一括拠出の緩和 >

	現行	改正後
他制度から資産移換する(過去の給付を持ち込む)場合	<ul style="list-style-type: none"> ・DC移行後において制度全体として積立不足がないことが要件となる ・DC移行後に数理債務、最低積立基準額のいずれか高い額に対して、積立不足のないよう一括拠出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・DC移行部分について積立不足がないことが要件となる(制度全体としての積立不足解消は不要となる) ・DC移換額(移行部分の最低積立基準額)と債務比[※]で割りあてられた移行部分の年金資産との差額(積立不足)を一括拠出する

※債務の金額は給付現価、数理債務、責任準備金、最低積立基準額のいずれか

(数値例) DBからDCへ過去分を含めて5割移行するケース 年金資産:100 最低積立基準額:110 数理債務:120



留意点

□DC移行部分以外の資金負担を考慮する必要がなくなった。

■一部移行の一部とは事業所単位・給付単位・職種単位・個人単位等様々なケースが想定される。

2. 平成24年度の予定利率

2. 平成24年度の予定利率

▶ 継続基準の下限予定利率：年1.1%※1

▶ 非継続基準の予定利率：年2.24%※2

⇒ 一定の手続き※3を前提に年1.792%～2.688%の範囲内で設定可能

※1 平成14年厚生労働省告示第58号の一部改正

※2 平成15年厚生労働省告示第99号の一部改正

※3 基金型：代議委員会の議決

規約型：被保険者等の過半数で組織する労働組合の同意

(当該労働組合がない場合は被保険者等の過半数を代表する者の同意)

- ・継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均(1.147%)と5年平均(1.381%)のいずれか低い率を基準に設定されている。
- ・非継続基準における予定利率は、30年国債の直近5年平均(2.239%)を勘案して設定されている。

年度	厚生年金基金			確定給付企業年金	
	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準		継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
		代行部分(注) (転がし利率)	プラスアルファ 部分		
H22	1.3%	▲6.83%	2.38% (1.904%～2.856%)	1.3%	2.38% (1.904%～2.856%)
H23	1.1%	7.54%	2.32% (1.856%～2.784%)	1.1%	2.32% (1.856%～2.784%)
H24	<u>1.1%</u>	▲0.26%	<u>2.24%</u> (1.792%～2.688%)	<u>1.1%</u>	<u>2.24%</u> (1.792%～2.688%)

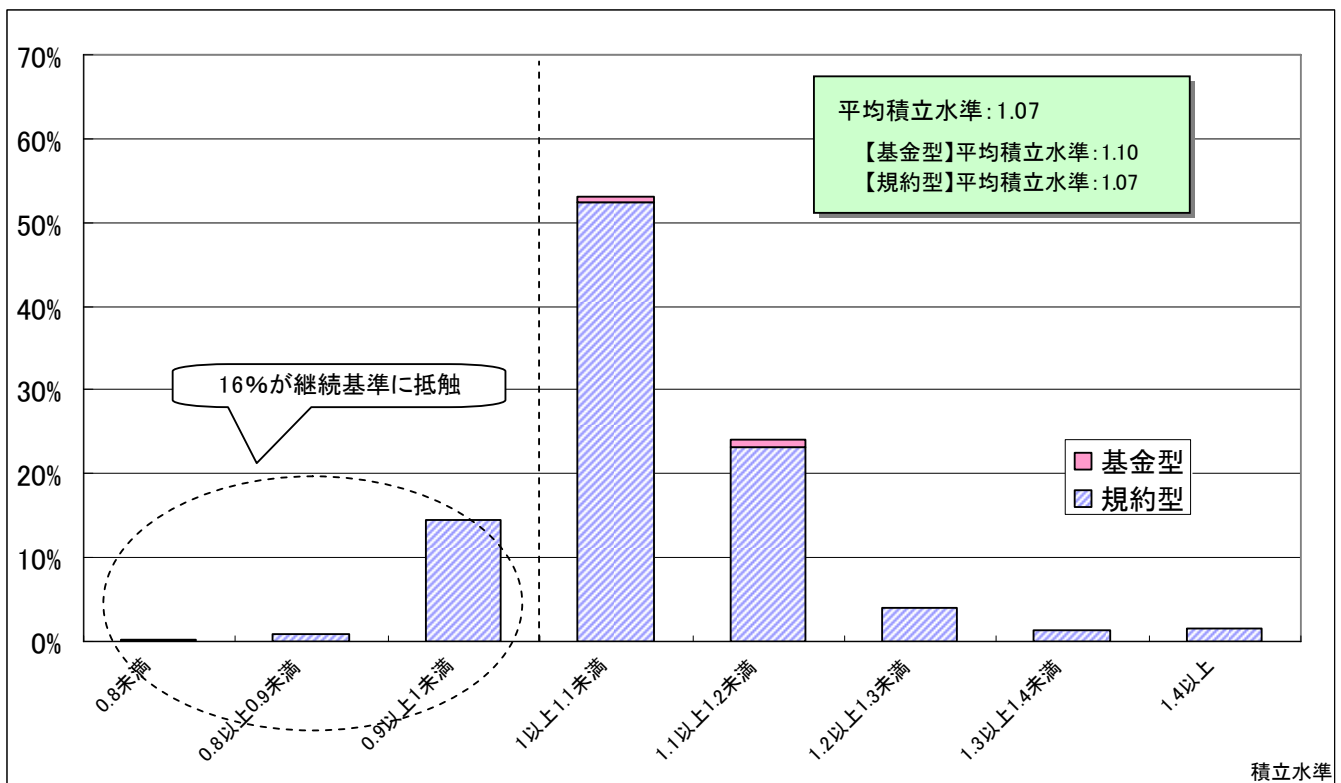
(注) 下線部が今回明らかになった箇所。非継続基準の代行部分は各年度の4月～12月に適用される率を表記
(例 H23年度：4～12月7.54%、翌1～3月▲0.26%)

3. DB年金の決算積立状況等 (平成23年7月～12月決算先)

3-1. 継続基準

- 継続基準の積立水準※の平均 : 1.07
- 約84%のDB年金が継続基準を充足

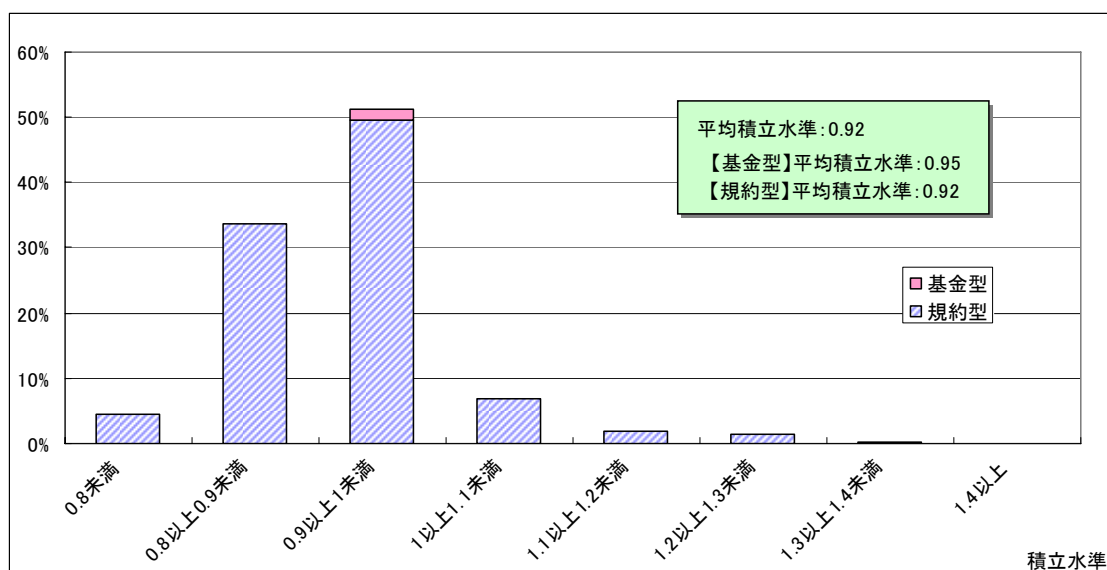
※継続基準の積立水準 = (数理上資産額 + 許容繰越不足金) ÷ 責任準備金



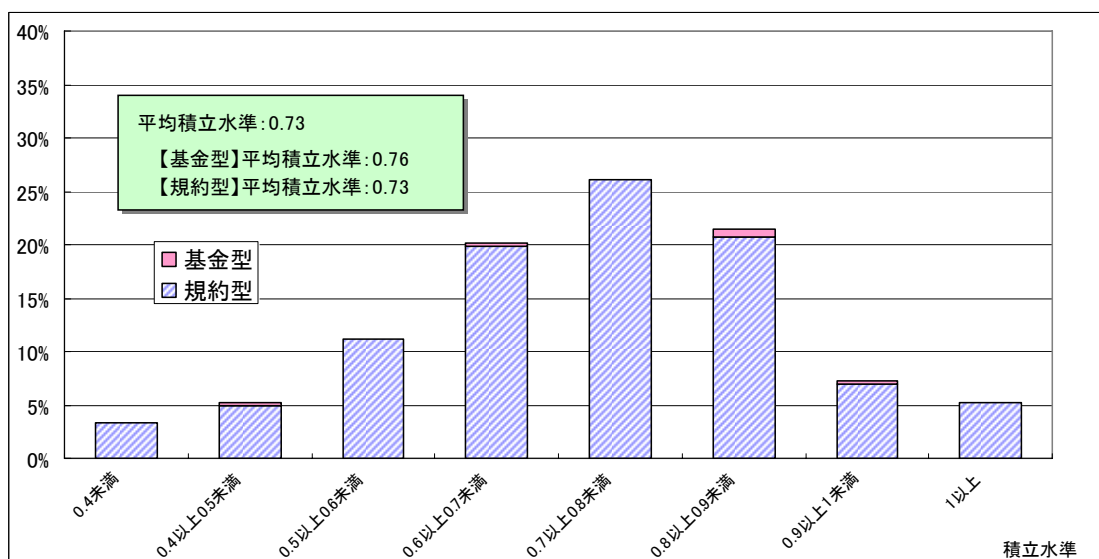
3-1. 継続基準

- 【ご参考1】は許容繰越不足金を除いた純粋な積立水準
- 【ご参考2】は適格年金における年金資産/責任準備金と類似の考え方による積立水準

【ご参考1】数理上資産額/責任準備金



【ご参考2】数理上資産額/数理債務

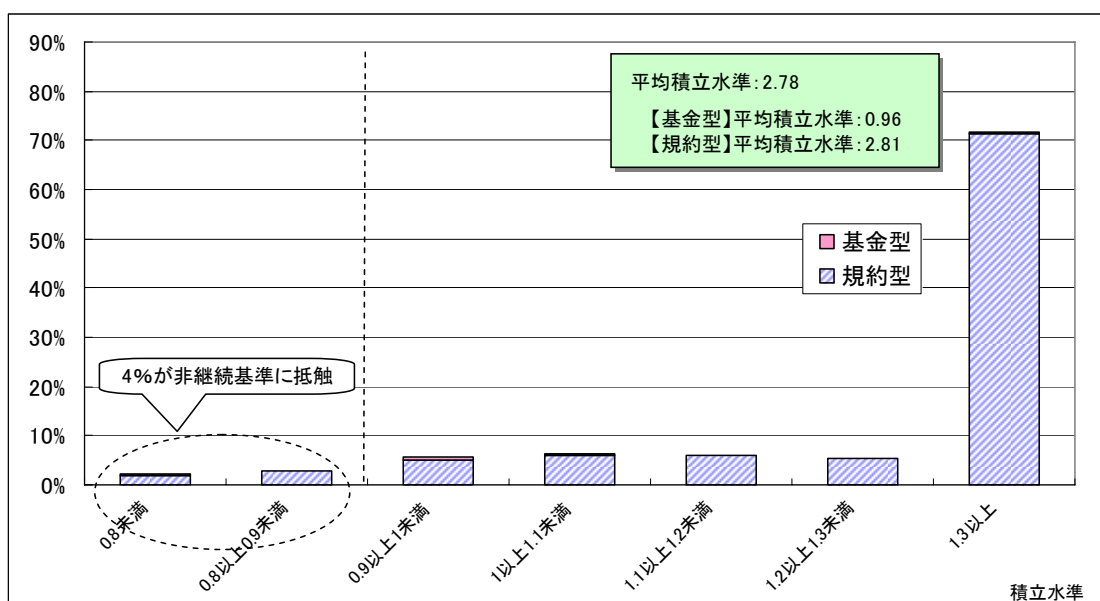


3-2. 非継続基準

➤ 非継続基準の積立水準※の平均 : 2.78

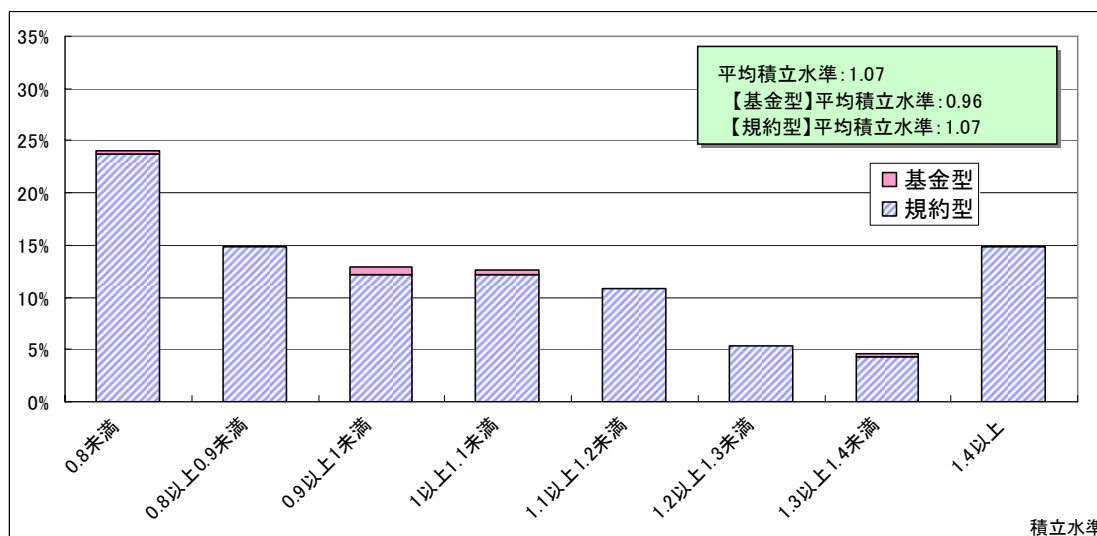
➤ 約96%のDB年金が非継続基準を充足

※非継続基準の積立水準＝純資産額÷最低積立基準額（未認識額控除後）



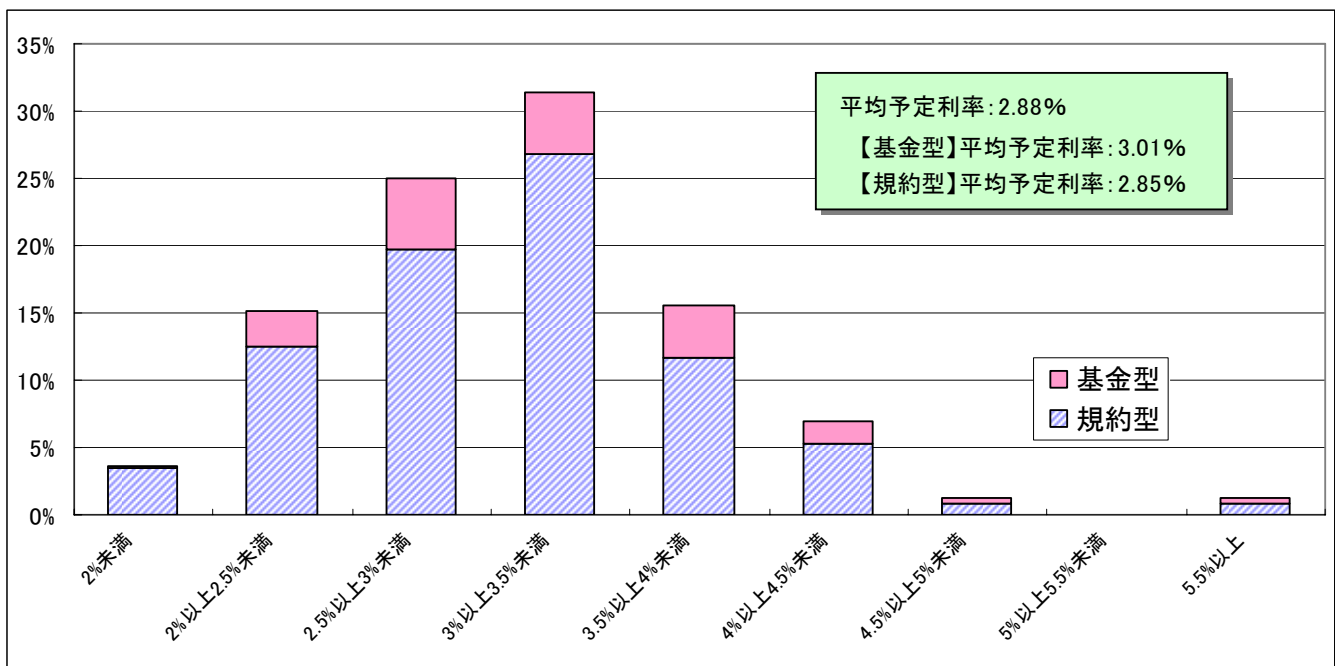
※積立水準が0.8以上0.9未満の場合でも、過去3事業年度のうち積立水準が0.9以上の事業年度が2回以上ある場合は、非継続基準に抵触しません。

【ご参考】純資産額/最低積立基準額(未認識額控除前)



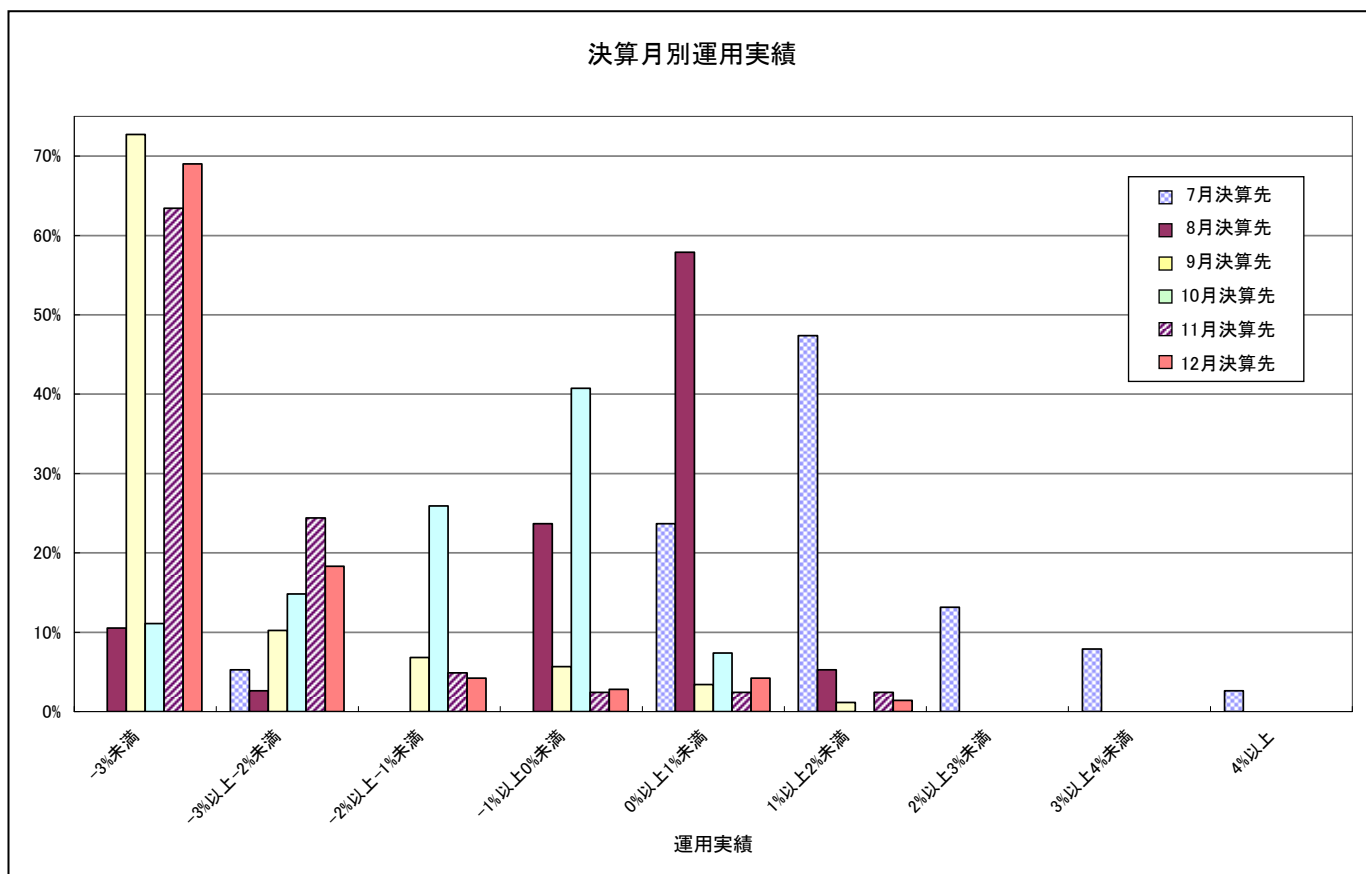
3-3. 継続基準の予定利率

- 2.5%～3.5%の設定が中心
(集計対象は平成23年1月～平成23年12月の決算先)



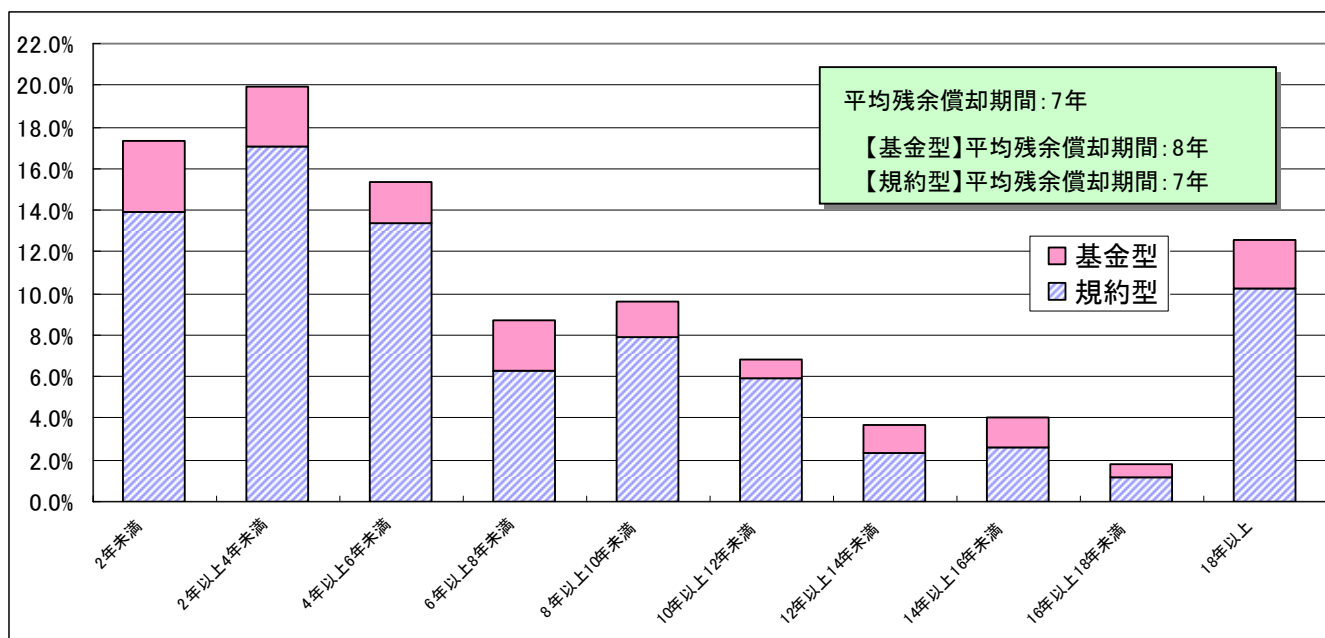
3-4. 運用実績（時価ベース利回り）

- 7月決算先～12月決算先の運用実績の分布はグラフの通り
- 制度の予定利率、ポートフォリオ等によりばらつき発生
- 平均運用実績
 7月決算先：1.37% 8月決算先：▲0.56% 9月決算先：▲4.28%
 10月決算先：▲1.91% 11月決算先：▲3.87% 12月決算先：▲4.57%



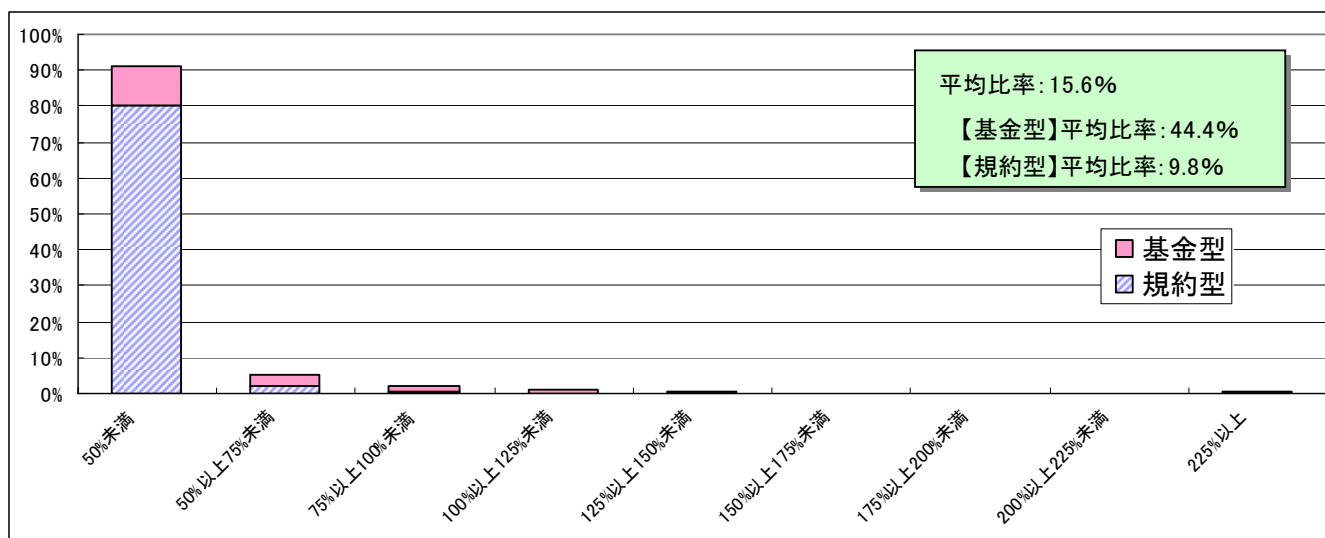
3-5. 特別掛金の残余償却期間

- 平均残余償却期間 : 7年
- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受け易くなる
(集計対象は平成23年1月～平成23年12月の決算先)



3-6. 成熟度に関する指標 ①受給者数/加入者数

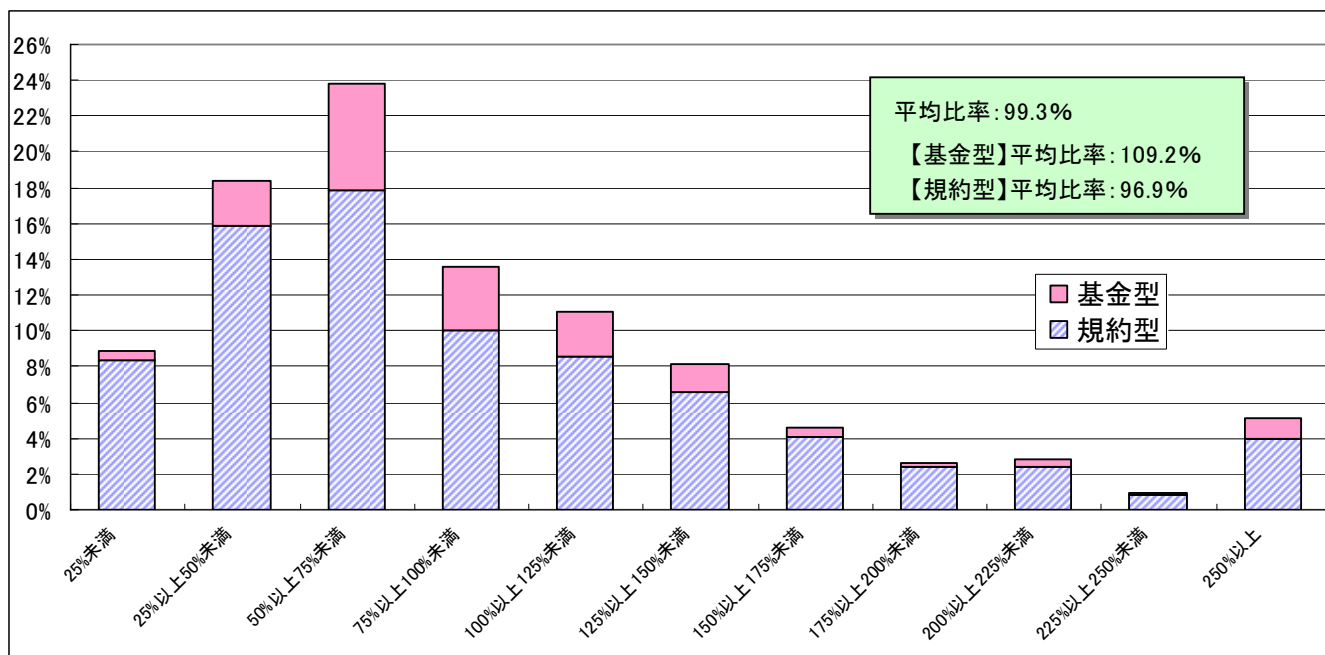
- 平均比率 : 15.6%
- 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象
- 成熟度をみるポイント：毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）
(集計対象は平成23年1月～平成23年12月の決算先)



3-6. 成熟度に関する指標 ②給付額/掛金額

➤ 平均比率 : 99.3%
 (集計対象は平成23年1月～平成23年12月の決算先)

- ・給付額＝一時金給付額＋年金給付額(発生ベース)
- ・掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金(発生ベース)



4. 退職給付会計基準見直しの動向

4. 退職給付会計基準見直しの動向

➤退職給付会計基準見直しに関し、連結決算のみでの即時認識の導入や適用時期の件などにつき方向性が定まった。

～以下、メールマガジン「退職給付会計基準の見直しは4月にも確定へ」転載～

3月19日(月)、ASBJ(会計基準委員会)で退職給付専門委員会が開催されました。同専門委員会開催の冒頭において、今回がステップ1の見直しに関しては最後の専門委員会であり、4月に開催される会計基準委員会にて基準を確定する予定であることが確認されました。

すでに、新基準の方向性は定まっており、概要は以下の通りです。

1. 連結財務諸表における負債・資産変動の即時認識

数理計算上の差異、過去勤務費用をその他の包括利益に計上することで退職給付債務、資産を期末時価に洗い替え、実際の積立状態を連結財務諸表に表示します。

ただし、単独決算については即時認識を行いません。また、単独決算について任意で即時認識を適用することは認められません。

2. 退職給付債務の算出方法の変更

給付見込み額の期間帰属方法について、従来の期間定額基準に給付算定式基準が加わり、両者の選択が認められます。

また、割引率の設定に関する基準が変わります。

3. より詳細な情報開示

年金資産の構成割合や退職給付債務、年金資産の要因別の増減明細など従来にも増して詳細な情報開示が求められます。

4. 適用開始時期※

平成25年4月1日以降に開始される事業年度の年度末から適用(平成26年3月期末)されます。ただし、退職給付債務の算出に関する見直しについては平成26年4月1日以降に開始される事業年度の期首から適用されます。

また、退職給付債務の算出に関しては、実務対応が困難と認められる場合には、平成27年4月1日以降に開始される事業年度の期首からの適用が可能です。

※ 次頁参照

☞ 次頁へ続く

4. 退職給付会計基準見直しの動向

☞ 前頁からの続き

退職給付会計見直しについては、年明け以降、議論が再開されましたが、再開後の論点は単独決算での取扱いと適用時期の問題でした。結果は連結決算のみの導入、公開草案から2年遅れの適用で決着しました。

また、議論の過程で開示情報の簡素化を求める声も出され、債務・資産の要因別増減において一部項目が削除され、併せて翌年度の掛金・給付額等の開示が求められないことになりました。

さらに、退職給付信託の残高開示については、一部に開示不要論がありました。投資家サイドからの強い要望があり、年金資産の資産構成を開示する箇所、「年金資産の残高に対して退職給付信託の残高の重要性が高いと認められる場合は、残高を開示する」と記載することとなるもようです。

なお、冒頭に指摘した通り、最終的に基準が確定するのは4月にも開催が予定される会計基準委員会の議決を経ることが必要です。

※ メールマガジン「退職給付会計基準の見直しの動向について」(平成24年1月31日付)より抜粋

企業会計基準委員会の退職給付専門委員会にて、改正基準の適用時期等の検討が行なわれたので、内容をご紹介します。

(1)未認識項目の一括負債計上

・強制適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末＝平成26年3月末
(年度末決算のバランスシートにて即時認識)

・早期適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成25年4月1日
(期首時点で未認識項目を純資産の部に直接計上、第1四半期決算のバランスシートから反映)

(2)退職給付債務及び勤務費用の計算方法変更

・強制適用

平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成26年4月1日

・早期適用

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首＝平成25年4月1日

出席した委員からは、IFRSの早期適用企業への配慮として早期適用を認めることを評価する意見や債務計算方法の変更の強制適用時期はさらに1年延長しても良いのではないかと意見などが出されました。

5. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け



5. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け

- 高年齢者雇用制度改正案がまとまった。
- 主な内容は、再雇用対象者を選別する基準の廃止・継続雇用確保先の対象拡大・年金との接続を考慮した経過措置の設定。

～以下、メールマガジン「12/27付日経記事『65歳まで継続雇用義務付け』について」転載～

標記の記事(5面)は、12月26日(月)に開催された労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で提示された「今後の高年齢者雇用対策について(素案)」の内容を紹介しています。
今回は部会での議論の内容を解説いたします。

部会は、2013年度から行われる厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げを意識して、希望者全員の65歳までの雇用確保について本年中に取りまとめ、来年の国会に高年齢者雇用安定法の改正法案の提出を目指しています。

案のポイントは以下のとおりです。

①再雇用の例外規定の見直し

現行の労使協定により再雇用対象者を選別可能とする基準は廃止すべき。

ただ、就業規則による解雇事由または退職事由に該当し、客観的合理性、社会的相当性があれば、対象外とすることも可能。

②継続雇用における雇用確保先の対象拡大

現行は、厚生労働省Q&Aで、親会社及び明確な支配力を持つものとして、例えば、連結子会社を対象としていますが、案では、従来の運用を法令で明確化し、さらに子会社(議決権50%以上)間、関連会社(議決権20%以上)にも拡大する。

部会は労働者側、使用者側、公益側委員で構成されており、議論の方向性は以下のとおりです。

①については、労働者側が賛成、使用者側が反対で現状維持を主張して対立しており、歩み寄りはありませんでした。使用者側の反対意見は、

- ・一方的に企業に負担させるべきでない。
- ・若年者の採用抑制が行われる可能性あり。

など以前からの主張の繰り返しでした。

部会長より「年金との接続から必要なので配慮してほしい」と使用者側に了解を求めており、原案の方向になると思われます。

☞ 次頁へ続く

5. 65歳までの希望者全員の継続雇用義務付け

☞前頁からの続き

②については、雇用確保先の範囲について、いくつか質問がありました。質疑の概要は以下のとおりです。

Q. 持株会社の子会社で定年を迎え、関連会社での雇用確保は可能か。

A. 親会社と子会社(議決権が50%以上)は一体とみなして、そこから関連会社へは可能。

Q. 資本関係が無い出向先で定年を迎え、転籍した場合、雇用確保先と見なせるか。

A. 責任の範囲を明確にするため、資本関係が必要。ただし、企業と従業員の合意があれば別。

その他の質疑

Q. 指導に従わない企業名の公表等とは。

A. 企業名の公表以外に、雇用関係の助成金の対象としないことを示す。



～以下、メールマガジン「12/29付日経記事『65歳までの継続雇用義務化に経過措置』について」
転載～

標記の記事(5面)は、12月28日(水)に開催された労働政策審議会・雇用対策基本問題部会で提示された報告書「今後の高年齢者雇用対策について」の内容を紹介しています。

この部会で、現行の労使協定により再雇用対象者を選別可能とする基準は、経過措置を付けることを前提に廃止とする報告書がまとまりました。

報告書は、前頁で紹介した素案に対して、使用者側の反発に配慮して、①現状維持など使用者側意見があったことの明記②年金との接続を考慮して経過措置を設けることの修正が行われました。

経過措置について、厚労省の担当課長へ直接インタビューしたところ、「年金の支給開始年齢に合わせ、段階的に(希望者全員の雇用を義務付ける)年齢を引き上げる。65歳への引き上げ期間については今後検討する。2013年4月施行予定」という内容でした。

今後の進め方として、厚労省では、法律案の要綱(要旨)の作成に入り、来年1月に当部会で再度審議し、法案を2012年の通常国会に提出する予定です。

経過措置の具体的内容が注目されます。

今後とも動向を注視してまいります。

【補足】

以下の概要の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案が、平成24年3月9日に国会に提出された(詳細は「三菱UFJ年金情報」2012年3月号ご参照)。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を65歳以上の者にまで拡大
5. 現行法に基づき継続雇用制度の対象者を限定する基準を設けている事業主は、老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢到達以降の者につき、当該基準を引き続き利用できる経過措置

6. 社会保障・税一体改革における年金改革案



6-1. 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

- 厚生年金の適用拡大に関する民主党案が決定した。
- 今後は、民主党と厚生労働省にて法案内容を検討し、国会提出へ。

～以下、メールマガジン「パート労働者への社会保険の適用拡大について」転載～

標記については、各種報道がされていますが、3月19日(月)に開催されました社会保障審議会・短時間労働者への社会保険適用等に関する部会で民主党でまとめた内容が報告されましたので、部会での質疑から明らかになった内容を含めて概要をご紹介します。

対象者の基準は下記のとおりです。

【従来】

通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上(週30時間以上)

【民主党案】

①労働時間…週20時間以上

②賃金水準…月額7.8万円以上(年収94万円以上)

・厚生年金の標準報酬月額の下限は7.8万円に下げる

・賞与、通勤交通費は含めない(標準報酬の考えとは異なっています)

③雇用期間…1年以上

④労働者の属性…学生は適用除外

⑤企業規模…従業員501人以上

・現行の基準での厚年被保険者数(施行日時点での人数となる模様)で判断

・企業単位

⑥実施時期他…準備期間を考慮して平成28年4月施行、施行後3年以内に対象拡大

・どの項目で拡大するかは未定(賃金か企業規模?)

・健康保険の標準報酬下限(5.8万円)、被扶養配偶者の基準(年収130万円)は従来通り

⑦影響緩和措置

・3月19日付日経で「医療費増、健保で分担」として報道されましたが、標準報酬9.8万円未満の者とその被扶養者の人数を補正し、後期高齢者支援金、介護納付金を軽減、負担増分は健保組合等で負担(補正、軽減の程度は、施行日まで検討)

対象者数は、45万人で当初の370万人の目標からはかなり絞られていますが、平成19年の法案提出時の10～20万人よりは、影響が拡大しています。

尚、本部会は、民主党案が先に決まったため、取りまとめは行わず終了し、今後民主党・厚生労働省による法案内容の検討と消費税関連法案と合わせた法案の国会提出が行われるものと思われる。

6-2. 低所得者等への加算、高所得者の年金額調整の見直し等

- 低所得者への加算は一律6,000円を軸に、高所得者の年金額調整は適用範囲拡大を軸に検討。
- 今後は、民主党と厚生労働省にて法案内容を検討し、国会提出へ。

～以下、メールマガジン「2/15付日経記事『低所得者向け年金一律加算』について」転載～

標記の記事(5面)は、2月14日(火)に開催された社会保障審議会・年金部会で提示された厚生労働省案の内容を紹介しています。記事内容の補足をいたします。

部会では、①低所得者等への加算②高所得者の年金額調整③遺族基礎年金の見直しの3点が議題となりました。概要は以下のとおりです。

①低所得者等への加算

記事にある一律加算額6,000円の根拠は、今国会に法案提出された特例水準の解消(3年間で2.5%分を減額)後の基礎年金の満額約6.4万円と新しい年金制度での最低保障年金7万円の差と説明されています。

また、一律加算だけでなく、納付実績により加算額に差をつける方法として、a.納付期間比例、b.2段階定額、c.定率の3つの案が示されました。部会では、一律加算のみとする意見とa、cのように差をつける意見と分かれました。

免除期間のある人には、免除期間に応じて一定(国庫負担分の半分程度)の加算をしております。

②高所得者の年金額調整

調整を開始する基準として3つの年収金額案が示されました。1,000万円、850万円、700万円の3案です。全額停止する年収金額は、1,500万円または調整開始金額のプラス500万円程度の2案です。民主党では、より広く適用されるように1,000万円を下回る金額を支持する意見が多かったと説明されました。案のうち、850万円から減額を開始し、1,300万円ですべて全額停止する例が特に説明されました。

③遺族基礎年金の見直し

支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」とし、生計維持の判定基準である年収850万円は現状維持としています。部会では、見直しに反対はありませんでしたが、850万円の水準は高すぎるという意見が多くありました。厚労省としては、現状の金額でいくとしています。

今後は、民主党と厚生労働省で具体的な法案内容が検討されると思われます。

今後とも動向を注視してまいります。

7. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース



7. 平成23年12月～平成24年3月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年12月 (20日以降)	・DB年金の平成23年9月決算積立状況等【DB】 (No.276)		○		
	・平成24年の最低責任準備金の付利率について(告示改正)【厚年】 (No.277)		(○)		
	・平成24年度予算編成に係る通知のご留意点【厚年】 (No.278)	(○)			
	・財政運営基準等の見直しにかかる政令公布について【厚年、DB】 (No.279)		○		
	・指定基金に関する行政回答【厚年】 (No.280)		(○)		
平成24年1月	・財政運営基準等の見直しに関する行政コメント【厚年、DB】 (No.281)		○		
	・DB年金の平成23年10月決算積立状況等【DB】 (No.282)		○		
平成24年2月	・財政運営基準等の見直しにかかる省令通知発出について【厚年、DB】 (No.283)		○		
	・DB年金の平成23年11月決算積立状況等【DB】 (No.284)		○		
	・財政運営基準等の見直しにかかる行政回答について【厚年、DB】 (No.285)		○		
平成24年3月	・平成24年度の予定利率について【厚年、DB】 (No.286)		○		
	・DB年金の平成23年12月決算積立状況等【DB】 (No.287)		○		

※ ()はDB年金以外に関する事項です。

8. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金メールマガジン一覧

8. 当資料掲載の平成23年12月～平成24年3月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成23年12月 (20日以降)	・12/27付日経記事「65歳まで継続雇用義務付け」 について【厚年、DB、DC】 (No.933)				○
	・12/29付日経記事「65歳までの継続雇用義務化 に経過措置」について【厚年、DB、DC】 (No.936)				○
平成24年1月	・退職給付会計基準見直しの動向について【厚年、 DB、DC】 (No.944)				○
	・退職給付会計基準見直しの動向について【厚年、 DB、DC】 (No.964)				○
平成24年2月	・2/14付日経記事「パートへの厚生年金・健保適 用拡大」について【厚年、DB、DC】 (No.980)		○	○	
	・2/15付日経記事「低所得者向け年金一律加算」 について【厚年、DB、DC】 (No.982)				○
平成24年3月	・退職給付会計基準の見直しは4月にも確定へ 【厚年、DB、DC】 (No.1014)				○
	・パート労働者への社会保険の適用拡大につい て【厚年、DB、DC】 (No.1017)		○	○	

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部
03-6214-6368
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))